四万十消防署移転整備事業基本計画策定支援業務仕様書

1　業務名

四万十消防署移転整備事業基本計画策定支援業務

2　目的

幡多中央消防組合（以下「消防組合」という。）では、多様な都市機能や交通網が集積した市街地付近での消防庁舎建設を予定している。市民の安心と安全を確保し、複雑、多様化する災害への対応や、大規模災害時等における広域的な対応が可能で、女性労働環境やバリアフリーに対応した消防庁舎建設を行うものである。

本業務は、消防組合が別に設置する四万十消防署移転整備事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）での検討結果を踏まえながら、四万十消防署移転整備事業基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

3　履行期間

契約締結日の翌日から令和５年６月 30 日

※候補地選定については、令和５年１月末まで

4　業務内容

(1) 検討委員会支援業務（４回程度）

ア　委員会毎の検討課題の整理と進行

イ　委員会検討資料作成、情報提供

ウ　委員会議事録作成

(2) その他基本計画策定のための必要な支援業務

ア　上記（1）業務の取りまとめ

イ　担当課等との密な連携協議

ウ　すべての打合せ及び協議についての会議録の作成

エ　その他、事務局の運営補助

(3) 策定する基本計画の内容

ア　前提条件の整理

四万十消防署移転整備に係る基本計画の策定に向けて、「四万十消防署新消防庁舎整備の基本的な考え方」を示した別紙を参考に、その前提条件として計画の目的及び計画対象範囲等を整理する。

イ　新庁舎整備の基本方針

新消防庁舎の整備にあたり、事業の背景、目的を整理するとともに、事業コンセプトを検討する。また、既存庁舎等の状況並びに他事例等を参考として、新消防庁

舎の必要諸室、施設規模、導入機器等の検討を行い、整備方針を検討する。

ウ　計画条件の整理

新消防庁舎の移転候補地を選定し、敷地条件、法規制条件等を把握し、本業務の前提条件として整理する。また、道路構造令等に基づく関係機関との協議資料等の作成を行う。

エ　整備基本計画

建設予定地における法規制状況や緊急車両の動線、署員の訓練等を考慮し、訓練施設を含む施設配置計画及び建築計画（平面及び断面）を検討する。また、構造・設備等の基本的な考え方、その他消防署として必要とされる機能等について検討し、新庁舎移転整備に係る基本計画図面を作成する。

オ　概算事業費の算定

建築計画を踏まえ、本施設の建設に必要な概算事業費を算定する。なお概算事業費は他事例等から㎡あたりの建設単価を設定し、総延床面積に乗じて行うものとする。

カ　課題の整理及び今後のスケジュールの検討

新消防庁舎整備に係る検討課題を抽出するとともに、今後の整備スケジュールを検討する。

5　成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 基本計画書（Ａ４版ファイル　カラー　２部）

(2) 基本計画概要書（Ａ４版ファイル　カラー　20 部）

(3) 本業務で収集、作成した資料　一式

(4) 上記各号の電子データ　一式

6　検査等

本業務は、受注者が成果品を作成及び納品し、消防組合の検査合格後に完了するものとする。また、本業務完了後において、受注者の責任に帰すべき理由による業務上の瑕疵が発見された場合には、受注者は、消防組合の指示に従い必要な訂正、補足等の措置を速やかに行うこと。

7　留意事項

(1) 管理技術者及び主たる担当技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第２条第２項に規定する一級建築士または、技術士（総合技術監理部門または建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。
なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができない。

(2) 業務実施にあたり、業務計画書を任意様式により提出すること。
(3) 業務実施にあたり、打ち合わせ等（３回程度）のスケジュールを、任意様式により提出すること。
(4) 本業務遂行中に受注者が第三者に損害を与えた場合には、速やかに消防組合に連絡すること。また、その場合の損害賠償責任は受注者が負うこと。
(5) 本業務により知り得た内容及び結果を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
(6) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託予定者の会社概要、再委託の業務内容及び業務管理体制等を記載した書面を消防組合に提出し、承認を得ること。
(7) 本仕様書に定めのない事項において疑義が生じた場合には、速やかに消防組合と協議を行うこと。
(8) 本業務において作成された成果品その他一切の著作権は消防組合に属するものとし、消防組合の許可なく使用、流用してはならない。